



福岡医発第 1381 号（地）

平成 29 年 8 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

（ 公 印 省 略 ）

緊急往診駐車可標章の一斉更新について

平成 29 年 10 月 19 日で有効期限が満了する緊急往診駐車可標章につきまして、更新手続きを行いますので、貴会該当会員の申請書等を取りまとめの上、9 月 29 日（金）までに本会へご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

※今回は、平成 29 年 10 月 19 日に有効期限満了の標章の「更新申請」のみ受付いたします。その他の新規申請、更新申請につきましては、毎月の通常申請分に含めてください。

記

提出書類一覧

1. 申請書（2 部）
 2. 申立書
 3. 自動車車検証の写し
 4. 医師免許証の写し
 5. 旧標章の写し
 6. 一斉更新用緊急往診駐車可標章申請一覧表（一斉更新専用）
- ※6 は紙媒体での提出と併せて、メール(fpma-chiiki@fukuoka.med.or.jp)
にてもデータをお送りいただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志

会長 白石恒明

更新該当医療機関には書類を郵送いたします。

新規申請される方は、上記提出書類一覧のうち1番から4番までを当医師会事務局へ随時ご提出ください。

更 新 に つ い て

1. 提出書類について

- ・提出書類は全て、A4サイズに統一していただきますようお願いいたします。
- ・申請書は車一台につき、2部ご提出ください。

(1部は写しでも可ですが、印鑑は2部とも押印願います。)

※必要書類及び申請の方法は通常の申請時と変わりません。ご不明な点があれば現在の申請手続きについて、平成28年12月26日付福島医発第2678号(地)(別添)をご参照ください。

2. その他

- ・緊急往診の必要のない方は、申請をご遠慮下さい。一般の往診は対象になりません。
- ・今回申請された標章の有効期限は、全て「平成32年10月19日」となります。有効期限が平成29年10月19日の分の更新申請以外を今回の申請に含められた場合でも、すべて一斉更新としての扱いとなりますのでご注意ください。
- ・提出書類一式は、ホッチキスではなくクリップで留めていただきますようお願いいたします。

様式第10号(第4条関係)

標 章 交 付 申 請 書		年	月	日
福岡県公安委員会 殿		申請者 住 所 職 業 氏 名 事業所名 (電話		
		⑩)		
交付を受けようとする標章の種別	駐車禁止除外指定車			
車 両 登 録 番 号				
通行し、又は駐車する区域及び区間	福岡県公安委員会が指定する駐車禁止場所			
申 請 の 理 由	急病者等に対する緊急往診のため			
備 考	・新 規 ・更 新 (有効期限 平成 年 月 日)			

(様式1-1)

平成 年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者)

医療機関所在地

医 療 機 関 名

院 長 名

印

申 立 書

今回申請の緊急往診車両（車両番号）は、
当医療機関の緊急往診に使用することに相違ありません。

(様式1-2)

平成 年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者)

医療機関所在地

医 療 機 関 名

院 長 名

印

申 立 書

今回申請の緊急往診車両（車 両 番 号 ）
は、 所有
の（使用）車両ではありますが、当病院（医院）の緊急往診に使用していること
に相違ありません。

(様式1-3)

平成 年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者)

医療機関所在地

医 療 機 関 名

院 長 名

印

申 立 書

今回申請の緊急往診車両（車 両 番 号 ）は、
当病院（医院）に勤務する医師 の所有
（使用）車両ではありますが、当病院（医院）の緊急往診に使用していることに
相違ありません。

(様式1-4)

平成 年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者)

医療機関所在地

医 療 機 関 名

院 長 名

印

申 立 書

今回申請の緊急往診車両（車両番号）は、
当病院（医院）に勤務する の運転に
おいて、当病院（医院）の緊急往診に使用していることに相違ありません。

福岡県医発第 2678 号（地）

平成 28 年 12 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

（ 公 印 省 略 ）

駐車可標章（駐車禁止除外指定車標章）申請手続きの変更について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、申請手続きの必要書類が変更になった旨、福岡県警察本部より連絡がありました。変更内容は、申請に係る 車両の写真（4面） 及び車両運転者に係る 運転免許証の写し が提出不要となり、平成 28 年 9 月 1 日の申請から適用されております。

つきましては、別添の「駐車可標章申請手続きの変更（平成 28 年 12 月現在）」をご確認いただき、貴会会員への周知についてもご高配賜りますようお願い致します。

駐車可標章申請手続きの変更について（平成 28 年 12 月現在）

【変更点】

- 申請手続きの必要書類が変更になりました。申請に係る 車両の写真（４面） 及び車両運転者に係る 運転免許証の写し について、提出不要となりました。
（平成 28 年 9 月 1 日から適用）

〈変更前〉※○が必要書類

申 請 の 種類	申請書 （２部）	自動車車 検証の写 （A4）	運転免許 証の写 （A4）	医師免許 証の写 （A4）	申立書 （A4）	車両の 写真 （４面）
新 規	○	○	○	○	○	○
更 新	○	○	○	○	○	○



〈変更後〉※○が必要書類、×が提出不要書類

申 請 の 種類	申請書 （２部）	自動車車 検証の写 （A4）	運転免許 証の写 （A4）	医師免許 証の写 （A4）	申立書 （A4）	車両の 写真 （４面）
新 規	○	○	×	○	○	×
更 新	○	○	×	○	○	×

※「更新」は「新規」と同じ扱いとなります。

※県医師会への提出〆切は毎月 20 日（土日祝日の場合はその前日）必着です。